

石川県公報

令和 7 年 3 月 25 日 (火曜日)

号 外

(第 15 号)

目 次

規 則	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課) 1	○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2
○石川県調理師法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 1	○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 3

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号の五(その一)中	「 受診者の被保険者証の記号 及び番号 」	を	「 受診者の加入医療保険の記 号及び番号 」	に改める。
別記様式第三号の五(その五)中	「 被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者) 」	を	「 加入医療保険に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者) 」	に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十一号

石川県調理師法施行細則の一部を改正する規則

石川県調理師法施行細則(昭和二十四年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「書類及び写真」を「書類」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

様式第一を次のように改める。

削り、③を②とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十三号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年石川県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「氏名
個人番号

④」を「氏名

④」に、

配偶者氏名

を

元配偶者氏名

に、

保健福祉
センター

を

福祉に関する
事務所

に改める。

第十五号様式を次のように改める。

第15号様式 (第6条関係)

母子 (父子・寡婦) 福祉資金貸付調査書

ふりがな		住所		調査者 職氏名	母子・父子自立支援員 ⑩
申請者 氏名	(歳)				
貸付金の種類	資金			元配偶者の状況	離別 死別 (事故・病気他) 年 月 日
申請額	円 (月額: 円)			氏名:	
据置期間	貸付後 卒業後 知識技能習得後	年 月 年 月	卒業 箇所	扶養している 児童等の状況	
貸付期間		年 月 年 月	から まで		
償還方法	月賦 半年賦 年賦 (月): 円 (円)	年償還		勤務先、連絡先 その他参考事項	勤務先: 電話番号: 連絡先: 月収: 円
生活状況	余裕がある 普通 苦しい 非常に苦しい 生活保護受給の有・無 児童扶養手当受給の有・無 公的年金受給の有・無				
住居の状況	自家 借家 間借り アパート 母子生活支援施設 公営住宅				
健康状況	健康 病弱 (病名)				
資産及び負債 (事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の場合に記入すること。)	資 産	田畑 宅地 山林 家屋 その他 () 合計見積額: 円	負 債	見積額:	円
課税状況及び 納税状況	市町村民税年額: 円 (滞納の有・無) 所得税年額: 円 (滞納の有・無)				
資金の必要度	事業等を既に開始している 一部着手している 計画中である				
事業に関する熱意	(官公庁の許認可の有無、経営診断利用の有無等を含む。)				
償還能力	収入金額: 円 (生活保護、児童扶養手当及び公的年金を含む。) 生活費支出月額: 円 () 差引償還見込額: 円/月				
連帯保証人の状況 (事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の場合に記入すること。)	氏名: 借受人との続柄: 職業: 資産見積額: 円 収入月額: 円 負債見積額: 円 納税状況: 良・不良				
福祉に関する 事務所の長の 意見	氏名 ⑩				

第十号様式中「保健福祉センター所長」を「福祉に関する事務所の長」と、「当保健福祉センター」を「当福祉に関する事務所」に改める。

第二十一号様式及び第四十一号様式中
「保健福祉センター所長の意見」を「福祉に関する事務所の長の意見」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

